

ロータリーにおける危機管理について

膳所和彦（地区危機管理委員会）

青少年と接する際の行動規範に関する声明

ロータリー章典2.120.1（2019年版、2002年初版）

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、そのパートナー、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くさなければならない。

青少年プログラムの認定制

2005年 国際ロータリーより通達

1. 地区若しくは青少年交換プログラムの法人化
2. 地区が賠償責任保険に加入すること
3. 危機管理委員会の設置

* ロータリー青少年プログラムにおける「青少年」とは30歳未満を一応の目安とする

RIJYEM

(Rotary International Japan Youth Exchange Multidistrict Organization)
一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構

2000年7月 JYEC(日本青少年交換委員会)

2007年7月 RIJYEC(国際ロータリー日本青少年交換委員会)

2018年4月 **RIJYEM** 設立(34地区合同組織の法人化)

ロータリーの 危機管理とは

リスクが発生しないように
事前に準備しておく

危機管理に対しての意識向上

「ロータリー章典」、「青少年保護の手引き」を参照

研修会などへの参加

リスクが発生したら
被害を最小限にする

事案発生時の対応手順を確認

青少年事案では迅速な対応(72時間ルール)

クラブ危機管理委員会の設置

手引き・要覧

ロータリー

章典

2023 年 10 月

(2023 年 5 月までの理事会決定を含む)

ロータリー
青少年保護の手引き



国際ロータリー第2720地区
危機管理総則
危機管理委員会規定

2024-25年度危機管理委員長
硯川昭一

「ハラスメント」が記載 されている条文番号

ロータリー

章典

2023 年 10 月

(2023 年 5 月までの理事会決定を含む)

RCOP:ロータリー章典

1

2.010.1: 機能の喪失

2

2.120.1: 青少年と接する際の行動規範に関する声明

3

2.120.2: 虐待およびハラスメントの防止と報告手続き

4

8.030.2: ロータリアンの行動規範

5

26.120: 会合、行事、または活動におけるハラスメントの
ない環境

6

26.120.1: 成人のハラスメント方針に関する研修

7

26.140: 行動規範

「ハラスメント」が記載
されている条文番号

ロータリー

章典

2023 年 10 月

(2023 年 5 月までの理事会決定を含む)

RCOP:ロータリー章典

8

40.050.8: 青少年の保護(ロータリー青少年交換)

9

41.050.7: 国際ロータリーへの報告(ロータリー青少年交換)

10

41.050.19: ボランティアの研修(ロータリー青少年交換)

11

41.060.3: RYLAファシリテーター(ロータリー青少年交換)

12

42.010.9: 青少年の保護(ロータリー親睦活動グループ)

意識向上と虐待防止



- 1 ・身体的なやり取り
- 2 ・言葉によるやり取り
- 3 ・1対1のやり取り
- 4 ・SNSを使ったやり取り
- 5 ・プレゼント

身体的なやり取り



容認される身体的接触

(文化的に適切、相手の同意を得ることが条件)

- 側面から軽くハグする
- 肩や背中をポンと叩く
- 握手する
- 拍手する、親指を立てる

× 容認されない身体的接触

(同意の有無に関わらない)

- 体全体を接触させてハグする
- 唇にキスをする
- 身体的に愛情表現を示す
- 膝の上に座る
- 冗談で取っ組み合う
- おぶったり、肩車したりする
- くすぐる
- マッサージをする
- 相手が望まない身体的愛情表現を与える
- 性的に接触する

言葉によるやり取り

◎ 容認される言葉のやり取り

- 前向きなアドバイスをする
- 一般的に受け入れられる冗談を言う
- 励ます
- ほめる

✕ 容認されない言葉のやり取り

- 侮辱的な言葉で呼ぶ(「バカ」、「間抜け」)
- 成人が性的な経験について青少年に話す
- ある事を秘密にするよう青少年に頼む
- ののしる言葉を使う
- 差別的な冗談や性的な冗談を言う
- 相手を侮辱したり、軽視したりする
- 不安、恐怖、羞恥心を抱かせる言葉を使う
- 家族、文化、宗教、ジェンダー、性的指向などについて否定的な発言をする
- 人の容姿や体の発育について述べる

一対一のやり取り

◎ 容認される個人間のやり取り

- 他の方がいる公の場で会う
- ドアを開けたままにし、他の成人に事前にそのことを通知することを条件に、教室、事務所、その他のプライベートな場所で会う
- 事前に承認されていることを条件に、家の中やその他のプライベートな場所（青少年交換ホストファミリー宅）

✕ 容認されない個人間のやり取り

- 未承認の宿泊又は浴室・シャワー・トイレ施設の共同使用を伴う個人的なやりとり
- 他の成人による事前の承認なく、一人の青少年を自動車に同乗させる

Eメールやインターネットでのやり取り

◎ ネット上コミュニケーションに関する指針

- 連絡の際に、他の会員や保護者に同時送信する(CC欄に追加)
- 非公開グループで複数の参加者と連絡を取る、または一般公開されていないウェブサイトやソーシャルメディアを使用する
- カウンセラー、アドバイザー、ホストファミリーが学生と独自に連絡を取ることを認めることができる(但し、プログラム責任者からの事前承認が必要)

✕ ネット上で避けるべきこと

- 辛辣な言葉、強制的な言葉、脅しやプレッシャーを与える表現、または否定的なコメントや相手を辱めるコメント
- 性的なコメントや画像
- 事前承認を得ずにボランティアと青少年の間で個人的なメッセージを交換する
- 保護者の同意を得ずに青少年参加者の写真を投稿する
- 写真について不適切なコメントを書き込む

プレゼント

◎ 容認されるプレゼント

- 参加者全員にプレゼントや褒美の品を渡す
- イベントまたはグループ活動の場で表彰や記念の品を渡す
- 事前に親または他の成人の承認を得た上で、一人の参加者または少人数のグループにプレゼントを渡す

✕ 容認されないプレゼント

- 事前の承認なく、一人の参加者または少人数のグループにプレゼントや褒美の品を渡す
- 内密にプレゼントを渡す
- 性的志向または性的示唆を含むプレゼントを贈る(衣服など)
- 成人と青少年の間のプライベートな連絡用に使うことを目的に携帯電話、タブレット端末などを渡す
- 宝飾品、金銭、その他の高価なプレゼント
- 事前の承認なく、旅行や外食に連れて行く
- 酒類、薬物、ポルノなどの反道徳的または違法な品をプレゼントする

ハラスメントから青少年を守る

報告を受ける

危機管理委員会・
クラブ会長・地区
リーダーへ報告さ
れる
青少年プログラム
事案は必ず地区
へ報告する

深刻に捉える

参加者の安全が
最優先であることを伝える

情報を得る

事実を把握

被害者に精神的
苦痛を与えない質
問をする

青少年の安全 を確保する

疑いのある人から
引き離す

青少年を安全な環
境に置く

疑いのある人を活
動から除外する

カウンセリングの
提供

警察に相談

申立てはすべて
地元警察に相
談・報告する

RIに報告する 72時間以内

青少年にかかわ
るハラスメントの
申立ては、すべ
て72時間以内に
RIへ報告する

ハラスメントから青少年を守る

誰が守る

クラブ会長、クラブ理事会（クラブ危機管理委員会）

地区ガバナー、地区危機管理委員会

誰が動く

クラブ危機管理委員会（理事会）

地区危機管理委員会

クラブ危機管理委員会の設置

- ◆ クラブ内での危機発生防止と解決のため、指導・助言を行う。
- ◆ 委員会構成委員は、幹事・会長エレクト・会長ノミニー・青少年奉仕委員長・奉仕プログラム委員長などとする(委員数は5-6名)。
- ◆ 委員会委員には医師、弁護士、心理学専門家、女性などが含まれることが推奨される。
- ◆ 危機発生時には速やかに調査を行う。
- ◆ 危機発生事案が地区プログラムに関係する場合は、直ちに地区ガバナーまたは地区危機管理委員会へ報告する。
- ◆ 委員会組閣が困難な場合は、クラブ理事会が代行する。

成人ハラスメント申立区分対応表

申立区分	対応部門	対応期間	不服申立先
クラブ	理事会 (クラブ危機管理委員会)	1ヶ月	地区ガバナー
地区	ガバナー (地区危機管理委員会)	1ヶ月	RI理事会
G・GE・GN	RI事務総長	2週間	
ゾーン	RI理事 (任命委員会)	1ヶ月	
RI理事・理事E・理事N	RI会長	2週間	RI会長

2720地区のロータリアン・ローターアクターの皆さんへ

- ▶ 青少年また他のロータリアン・ローターアクターに対しては、高潔性を重んじ、敬意をもって公平に接して下さい。
- ▶ 未成年者主催（インターアクト、青少年交換など）の青少年関連イベントではアルコール類の提供は禁止します。尚、それ以外の青少年関連イベントにおいてもアルコール類の提供は慎重に検討して下さい。
- ▶ 青少年とは品格ある態度・言動で親睦を深めて下さい。
- ▶ クラブ内で発生した成人ハラスメント事案については、まずクラブ危機管理委員会にて対応して下さい。